



平成21年11月18日

各 位

本 社 所 在 地 東京都港区赤坂三丁目21番20号
会 社 名 株式会社キャリアデザインセンター
代表者の役職名 代表取締役社長兼会長 多田 弘實
(コード番号：2410)
問 合 せ 先 専務取締役経営企画本部長 森 雄三
電 話 番 号 03-3560-1601
(URL <http://type.jp/ir/>)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年11月18日開催の取締役会において、平成21年12月18日開催予定の第18回定時株主総会に、下記の通り「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社事業の現状に則し、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条につきまして事業目的を追加するものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という。）の施行に伴い、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。
 - ① 決済合理化法附則第6条の定めにより、当社は株券電子化の施行日（平成21年1月5日）において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、当社定款第7条（株券の発行）を削除し、併せて株券に関する文言の削除及び修正を行うものであります。
 - ② 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち、実質株主及び実質株主名簿に関する文言の削除及び修正を行うものであります。
 - ③ 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (3) その他、必要な規定及び文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年12月18日（金曜日）
定款変更の効力発生日 平成21年12月18日（金曜日）

以上

(下線部分は変更部分を示しております。)

現行定款	変更定款案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 (省略)</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.～7. (省略)</p> <p style="padding-left: 2em;">(新設)</p> <p style="padding-left: 2em;">(新設)</p> <p style="padding-left: 2em;">(新設)</p> <p>8.～14. (省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的) 第2条 (現行どおり)</p> <p>1.～7. (現行どおり)</p> <p>8. <u>労働者派遣事業</u></p> <p>9. <u>コールセンターの企画・運営・管理に関する業務</u></p> <p>10. <u>インターネットを利用したビジネスの企画・開発及びそのコンサルティング業務</u></p> <p>11.～17. (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>③ <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）</u>、<u>株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社において、これを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 <u>当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取り扱い及び手数料については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(削除)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第7条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>(削除)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第8条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取り扱い及び手数料については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>

<p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>② 前項及び本定款に定めるほか、必要があるときは取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。</p> <p>第11条～第47条 (省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(基準日)</p> <p>第9条 当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>(現行どおり)</p> <p>第10条～第46条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿は株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載又は記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>当社の株券喪失登録簿への記載又は記録は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第3条 <u>本附則第1条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u></p>
--	---